

「佐倉市市民協働の推進に関する条例の一部改正について」に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成 30 年 10 月 11 日から 平成 30 年 10 月 25 日まで
意見募集結果	意見提出者数 1 人
	意見数 5 件
意見に対する対応	意見を参考に修正したもの 0 件
	原案のとおりとしたもの 5 件

(2) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	各自治会がそれぞれ行ってきた事業を継続できなくなってきたのに、小学校校区という比較的広い範囲を対象にしていた「まちづくり協議会」をもっと狭い範囲で組織化することは論理的に矛盾していないか。	「地域まちづくり事業実施団体」は、お住まいの地域の課題解決に向けた取組みが支援を受けやすくなるように、小学校校区を活動範囲とした複数自治会の連携を含め、隣接する2以上の自治会間連携から登録できるよう認証要件を緩和するものです。	無
2	自治会（町内会）活動は行政とは性格が異なり、事業化され、数値目標が設定されるものではない。今の自治会が対応しなければならないのは人口減少の中で安定した生活環境を作ることである。	本条例は自治会・町内会等の活動について規定するものではありません。 ご意見として今後の参考とさせていただきます。	無
3	地域まちづくり事業の要件に、「市の主要課題に該当する事業」を加えるとあるが、自治会運営が困難になると指摘しておきながら、連合させた自治会に市の課	地域まちづくり事業支援の交付金は市税を原資としていることを踏まえ、公益性が高い取組みを支援していく目的で「市の主要課題に該当する事業である	無

	<p>題を下請けさせるのは論理矛盾である。</p>	<p>こと」を要件といたしました。お住まいの地域における住民共通の課題に対し、市と地域が解決に向けて共に取り組んでまいります。</p>	
4	<p>従来のまちづくり協議会のあり方も決して住民本位になっていない。市から補助金をもらうのですべての活動が市の思考と同様のパターンになってしまっている。ある事業に関し、予算書には担当部会の事業としてのり、1回の参加者が何十名だから金額いくらとなる。決算時には金額の齟齬の説明が行われ、数値目標未達またはオーバーの理由が説明される。他の事業の場合も同様のことが行われる。でもこうしたことはまちづくり協議会に参加している複数自治会から見て本当に必要なものなのか(活動として及び運営方法として)。金額の齟齬が説明できるだけで十分で、未達だから来年はどうするということは必要ないのではないか。</p> <p>逆に住民から好評だった活動はまちづくり協議会が増えたため廃止となり、その代替が大変であった。増やすことがマイナスの作用をもたらすこともあるということである。</p>	<p>ご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>意見公募の方法を多くの市民が参加できるような方法に変えるべきだ。</p>	<p>ご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>	無